

1 規則等の題名

高知県警察国有物品管理規則（昭和39年高知県公安委員会規則第4号）の一部改正

2 根拠法令・条項

「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付け総行行第169号・総行経第35号）

3 規則等の制定日

令和4年3月22日（火曜日）

4 結果公示の日

令和4年3月22日（火曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第54条）第38条第4項第8号に該当

6 適用除外の理由

書面規制、押印、対面規制の見直しに伴う、一部様式の押印欄の廃止等であり、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更該当

7 規則等の概要

- ・ 高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則
- ・ 新旧対照表

8 担当課・連絡先

高知県警察本部会計課

TEL：088-826-0110（代表）

公安委員会規則

高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第3号

高知県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

高知県警察国有物品管理規則（昭和39年高知県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「（昭和40年警察庁訓令第13号）」を「（昭和40年11月警察庁訓令第13号）」に改める。

第2条中「警察本部長」を「高知県警察本部長」に改める。

第4条第2項中「警務部会計課長」を「高知県警察本部警務部会計課長」に改める。

第5条第1項中「（以下「本部」という。）」を削り、同条第2項中「警務部会計課長」を「高知県警察本部警務部会計課長」に、「警務部会計課次長」を「高知県警察本部警務部会計課次長」に改める。

第6条第1項中「本部」を「高知県警察本部」に、「、警察学校及び」を「及び高知県警察学校並びに」に改める。

第12条第1項中「物品供用請求書」を「物品供用（請求）書」に改める。

第13条第2項中「に押印する」を「により受領した物品の確認を行う」に改める。

第20条第2項中「その結果」を「、その結果」に改める。

第22条中「記名して押印し」を「記名し」に改め、同条ただし書中「記名して押印する」を「記名する」に改める。

別記第1号様式中

「

保管委託期	年	月	日から
間	年	月	日まで

」

を

「

保管委託期間	年	月	日から
	年	月	日まで

」

に、

「

物品出納簿登記済				物品供用簿登記済			
年	月	日	㊟	年	月	日	㊟

」

を

「

物品出納簿登記済				物品供用簿登記済			
----------	--	--	--	----------	--	--	--

」

年 月 日	記載者確認欄	年 月 日	記載者確認欄

に改める。

別記第2号様式中

「物品管理官 殿」

を

「物品管理官 様」

に、

返還理由			
物品管理簿登記済		物品出納簿登記済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

を

返還理由			

に改める。

別記第3号様式中

物品管理簿登記済		物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

を

物品管理簿登記済		物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日	記載者 確認欄	年 月 日	記載者 確認欄	年 月 日	記載者 確認欄

に改める。

別記第4号様式中

物品出納簿登記済	年 月 日	㊟
----------	-------	---

を

物品出納簿登記済	年 月 日	記載者確認欄
----------	-------	--------

に改める。

別記第5号様式中

「物品供用員 殿」

を

「物品供用員 様」

に、

受領年月日	物品供用簿登記済	
年 月 日	年 月 日	㊟

を

受領年月日	物品供用簿登記済	
年 月 日	年 月 日	記載者確認欄

に改める。

別記第6号様式中

「物品出納員 殿」

を

「物品出納員 様」

に、

物品供用員受領印	㊟
----------	---

を

「

物品供用員確認欄	
----------	--

」

に改める。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第13条関係）

物品保管書

品目

番号	規格	使用職員氏名	受領			返納			使用数量	摘要
			数量	年月日	使用職員 確認欄	数量	年月日	物品供用 員確認欄		

備考 1 この物品保管書は、毛布、出勤服、鉄帽等の物品で、物品供用員が保管し、必要に応じ一時使用させるものについては、作成しないことができる。

2 物品の機械番号、取得年月日及び価格等参考事項を「摘要」欄に記入する。

別記第8号様式中

「

物品出納簿登記済	年 月 日	印
----------	-------	---

」

を

「

物品出納簿登記済	年 月 日	記載者確認欄

」

に改める。

別記第9号様式中

「物品供用員 殿」

を

「物品供用員 様」

に、

「

物品供用簿登記済	年 月 日	印
----------	-------	---

」

を

「

物品供用簿登記済	年 月 日	記載者確認欄

」

に改める。

別記第10号様式中

「物品供用員 殿」

を

「物品供用員 様」

に改める。

別記第11号様式中

「

物品出納簿登記済	年 月 日	印
----------	-------	---

」

を

「

物品出納簿登記済	年 月 日	記載者確認欄

」

に改める。

別記第12号様式中

「物品供用員 殿」

を

「物品供用員 様」

に、「供用換えをするので」を「供用換えをするので、」に、

物品供用簿登記済	年 月 日	㊟
----------	-------	---

を

物品供用簿登記済	年 月 日	記載者確認欄

に改める。

別記第13号様式中

「物品供用員 殿」

を

「物品供用員 様」

に改める。

別記第14号様式中「㊟」を削り、「亡失（損傷）したから」を「亡失（損傷）したので、」に、「その他参考」を「その他参考事項」に改める。

別記第15号様式中

「高知県警察本部長 殿 」

を

「（高知県警察本部長） 殿」

に改め、「㊟」を削り、

「物品管理職員

官職

氏名

管理期間 年 月 日から  
年 月 日まで

」

を

「所属名

物品管理職員

官職

氏名

管理期間

年 月 日から  
年 月 日まで

」

に改める。

別記第16号様式中

「高知県警察本部長 殿」

を

「高知県警察本部長 様」

に、「報告する」を「、報告する」に改める。

別記第17号様式（その1）注を次のように改める。

注 1 物品の分類及び品目別に別葉とすること。

2 「年月日」欄は、当該異動があった年月日を記入すること。



- 3 「摘要」欄は、供用所属名、命令番号その他必要な事項を記入すること。
- 4 「供用内訳」欄は、供用所属名を記入し、必要に応じて増減することができる。
- 5 毎葉の余白がなくなった場合は、当該葉及び次葉の「摘要」欄に「繰越し」と記入し、繰越しをすること。
- 6 この物品出納簿は、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年11月警察庁訓令第13号）に基づく物品管理簿と編集して使用することができる。

別記第17号様式（その2）中

「

--	--	--	--	--	--

」

を

「

--	--	--	--	--	--

」

に改める。

別記第19号様式中「帳簿記載の」を「帳簿に記載する」に、

「           年 月 日           」

を

「           年    月    日」

に改め、「㊟」を削る。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

新

高知県警察国有物品管理規則

(趣旨)

第1条 略

2 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年11月警察庁訓令第13号）の規定を準用する。

(管理の機関)

第2条 高知県警察本部長（以下「本部長」という。）は、物品を管理するものとする。

(代行機関)

第4条 略

2 代行機関は、高知県警察本部警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

3 略

(物品出納員及び物品出納員代理)

第5条 高知県警察本部に物品出納員及び物品出納員代理を置く。

2 物品出納員は高知県警察本部警務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は高知県警察本部警務部会計課次長の職にある者をもって充てる。

3・4 略

(物品供用員及び物品供用員代理)

第6条 高知県警察本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び高知県警察学校並びに警察署（以下この条において「所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。

2～4 略

(供用)

第12条 物品供用員は、供用のため物品の払出しをする必要があると認めるときは、別記第4号様式による物品供用（請求）書により本部長に物品の払出しを請求するものとする。

2～4 略

(使用職員)

第13条 物品を使用する職員（以下「使用職員」という。）は、1人の職員が専ら使用する物品については当該使用する職員とし、2人以上の職員が共に使用する物品についてはこれらの職員の主任者とする。

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、別記第7号様式による物品保管書により受領した物品の確認を行うものとする。

3 略

旧

高知県警察国有物品管理規則

(趣旨)

第1条 略

2 この規則に定めるもののほか、物品の管理に関する事務の取扱いについては、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）の規定を準用する。

(管理の機関)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、物品を管理するものとする。

(代行機関)

第4条 略

2 代行機関は、警務部会計課長の職にある者をもって充てる。

3 略

(物品出納員及び物品出納員代理)

第5条 高知県警察本部（以下「本部」という。）に物品出納員及び物品出納員代理を置く。

2 物品出納員は警務部会計課長の職にある者を、物品出納員代理は警務部会計課次長の職にある者をもって充てる。

3・4 略

(物品供用員及び物品供用員代理)

第6条 本部の課、科学捜査研究所、運転免許センター、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、警察学校及び警察署（以下この条において「所属」という。）に物品供用員及び物品供用員代理を置く。

2～4 略

(供用)

第12条 物品供用員は、供用のため物品の払出しをする必要があると認めるときは、別記第4号様式による物品供用請求書により本部長に物品の払出しを請求するものとする。

2～4 略

(使用職員)

第13条 物品を使用する職員（以下「使用職員」という。）は、1人の職員が専ら使用する物品については当該使用する職員とし、2人以上の職員が共に使用する物品についてはこれらの職員の主任者とする。

2 使用職員は、物品の供用を受けたときは、別記第7号様式による物品保管書に押印するものとする。

3 略

(点検)

第20条 略

2 物品供用員は、前項の規定による点検を実施したときは、別記第16号様式による国有物品点検結果報告書により、その結果を本部長に報告しなければならない。

(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)

第22条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、別記第19号様式による引継書を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員と共に記名し、当該引継書を物品供用簿に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名するものとする。

別記

第1号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号			
物品保管委託書			
略			
保管委託期間	年 月 日から	保管委託理由	
	年 月 日まで		
略			
物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日	記載者確認欄	年 月 日	記載者確認欄

備考 略

第2号様式 (第11条関係)

--

(点検)

第20条 略

2 物品供用員は、前項の規定による点検を実施したときは、別記第16号様式による国有物品点検結果報告書によりその結果を本部長に報告しなければならない。

(交替の場合の帳簿の引継ぎ等)

第22条 物品管理職員の交替があった場合においては、前任の物品管理職員は、別記第19号様式による引継書を交替の日の前日をもって作成し、後任の物品管理職員と共に記名して押印し、当該引継書を物品供用簿に添付して、後任の物品管理職員に引き継ぐものとする。ただし、前任の物品管理職員が引継ぎの手続をすることができない事由があるときは、後任の物品管理職員が引継書を作成し、これに記名して押印するものとする。

別記

第1号様式 (第10条関係)

第 年 月 日 号			
物品保管委託書			
略			
保管委託期間	年 月 日から	保管委託理由	
	年 月 日まで		
略			
物品出納簿登記済		物品供用簿登記済	
年 月 日	㊟	年 月 日	㊟

備考 略

第2号様式 (第11条関係)

--

第 年 月 日

物品管理官 殿

高知県警察本部長

物品返還書

次のとおり物品を返還する。

略

品目	規格	数量	摘要

返還理由

物品管理簿登記済

物品出納簿登記済

年 月 日

印

年 月 日

印

物品管理官 様

第 年 月 日

高知県警察本部長

物品返還書

次のとおり物品を返還する。

略

品目	規格	数量	摘要

返還理由

第3号様式（第11条関係）

第 号

第3号様式（第11条関係）

第 号

年 月 日					
物品修繕（改造）書					
略					
<u>物品管理簿登記済</u>		<u>物品出納簿登記済</u>		<u>物品供用簿登記済</u>	
年 月 日	記載者 確認欄	年 月 日	記載者 確認欄	年 月 日	記載者 確認欄

備考 略

第 4 号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号		
物品供用（請求）書		
略		
<u>物品出納簿登記済</u>	年 月 日	記載者確認欄

備考 略

第 5 号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号	
<u>物品供用員 様</u>	高知県警察本部長
物品供用通知書	
略	

年 月 日					
物品修繕（改造）書					
略					
<u>物品管理簿登記済</u>		<u>物品出納簿登記済</u>		<u>物品供用簿登記済</u>	
年 月 日	④	年 月 日	④	年 月 日	④

備考 略

第 4 号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号		
物品供用（請求）書		
略		
<u>物品出納簿登記済</u>	年 月 日	④

備考 略

第 5 号様式（第12条関係）

第 年 月 日 号	
<u>物品供用員 殿</u>	高知県警察本部長
物品供用通知書	
略	

受領年月日	物品供用簿登記済	
年 月 日	年 月 日	記載者確認欄

備考 略

第 6 号様式（第12条関係）

第 年 月 日	号
物品出納員 様	物品供用員
供用物品受領書	
次の物品を受領しました。	
略	
物品供用員確認欄	

第 7 号様式 別紙 1 のとおり

第 8 号様式（第14条関係）

第 年 月 日	号
物品返納書	
略	
物品出納簿登記済	年 月 日
	記載者確認欄

備考 略

受領年月日	物品供用簿登記済	
年 月 日	年 月 日	㊟

備考 略

第 6 号様式（第12条関係）

第 年 月 日	号
物品出納員 殿	物品供用員
供用物品受領書	
次の物品を受領しました。	
略	
物品供用員受領印	㊟

第 7 号様式 別紙 2 のとおり

第 8 号様式（第14条関係）

第 年 月 日	号
物品返納書	
略	
物品出納簿登記済	年 月 日
	㊟

備考 略

第9号様式（第14条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>物品供用員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">物品返納通知書</p>		
略		
物品供用簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	記載者確認欄

備考 略

第10号様式（第14条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>物品供用員 様</p> <p style="text-align: right;">物品出納員</p> <p style="text-align: center;">返納物品受領書</p> <p>次の返納物品を受領しました。</p>	
略	

第11号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">物品供用換（請求）書</p>		
略		
物品出納簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	記載者確認欄

備考 略

第9号様式（第14条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>物品供用員 殿</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">物品返納通知書</p>		
略		
物品供用簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	㊞

備考 略

第10号様式（第14条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p>物品供用員 殿</p> <p style="text-align: right;">物品出納員</p> <p style="text-align: center;">返納物品受領書</p> <p>次の返納物品を受領しました。</p>	
略	

第11号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">物品供用換（請求）書</p>		
略		
物品出納簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p>	㊞

備考 略

第12号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>物品供用員 様</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">物品供用換通知書</p>	
略	
<p>次のとおり 物品供用員 へ から 供用換えをするので、 引渡し 受領 を命ずる。</p>	
略	
物品供用簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">記載者確認欄</p>

備考 略

第13号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>物品供用員 様</p> <p style="text-align: right;">物品供用員</p> <p style="text-align: center;">供用換物品受領書</p> <p>次の供用換物品を受領しました。</p>	
略	

第14号様式（第17条関係）

<p>物品供用員 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使用物品亡失（損傷）報告書</p> <p style="text-align: right;">使用職員</p>
----------------	---

第12号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>物品供用員 殿</p> <p style="text-align: right;">高知県警察本部長</p> <p style="text-align: center;">物品供用換通知書</p>	
略	
<p>次のとおり 物品供用員 へ から 供用換えをするので 引渡し 受領 を命ずる。</p>	
略	
物品供用簿登記済	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">㊞</p>

備考 略

第13号様式（第15条関係）

<p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>物品供用員 殿</p> <p style="text-align: right;">物品供用員</p> <p style="text-align: center;">供用換物品受領書</p> <p>次の供用換物品を受領しました。</p>	
略	

第14号様式（第17条関係）

<p>物品供用員 様</p>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">使用物品亡失（損傷）報告書</p> <p style="text-align: right;">使用職員</p>
----------------	---



<p style="text-align: right;">官職 氏名</p> <p>次のとおり物品を亡失（損傷）したので、報告する。</p>	
略	
略	その他参 考事項

<p style="text-align: right;">官職 氏名</p> <p>次のとおり物品を亡失（損傷）したから報告する。</p>	
略	
略	その他参 考

第15号様式（第19条関係）

年 月 日

（高知県警察本部長） 殿

検査員  
官職  
氏名  
立会人  
官職  
氏名

検査書

略

所属名  
物品管理職員  
官職  
氏名  
管理期間

年 月 日から  
年 月 日まで

注 略

第15号様式（第19条関係）

年 月 日

高知県警察本部長 殿

検査員  
官職  
氏名  
立会人  
官職  
氏名

㊞

㊞

検査書

略

物品管理職員  
官職  
氏名

管理期間

年 月 日から  
年 月 日まで

注 略

第16号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県警察本部長 様

所属名  
物品供用員  
官職  
氏名

国有物品点検結果報告書

高知県警察国有物品管理規則第20条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行った結果は、下記のとおりであったので、報告する。

略

第17号様式（第21条関係）（その1）

物品出納簿（備品）

分類Ⅰ 分類Ⅱ

品目 (単位)

略

- 注 1 物品の分類及び品目別に別葉とすること。  
 2 「年月日」欄は、当該異動があった年月日を記入すること。  
 3 「摘要」欄は、供用所属名、命令番号その他必要な事項を記入すること。  
 4 「供用内訳」欄は、供用所属名を記入し、必要に応じて増減することができる。  
 5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の「摘要」欄に「繰越し」と記入し、繰越しをすること。  
 6 この物品出納簿は、警察庁物品管理取扱細則（昭和40年11月警察庁訓令第13号）に基づく物品管理簿と編集して使用することができる。

（その2）

物品出納簿（消耗品）

分類Ⅰ 分類Ⅱ

品目 (単位)

略

第16号様式（第20条関係）

年 月 日

高知県警察本部長 殿

所属名  
物品供用員  
官職  
氏名

国有物品点検結果報告書

高知県警察国有物品管理規則第20条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行った結果は、下記のとおりであったので報告する。

略

第17号様式（第21条関係）（その1）

物品出納簿（備品）

分類Ⅰ 分類Ⅱ

品目 (単位)

略

- 注 1 物品の分類及び品目別に別葉とすること。  
 2 年月日欄は、当該異動があった年月日を記入すること。  
 3 摘要欄は、供用所属名、命令番号その他必要な事項を記入すること。  
 4 供用内訳欄は、供用所属名を記入し、必要に応じて増減することができる。  
 5 毎葉の余白がなくなった場合には、当該葉及び次葉の摘要欄に「繰越し」と記入して繰越しをするものとする。  
 6 警察庁物品管理取扱細則（昭和40年警察庁訓令第13号）の規定に基づく物品管理簿と編集して使用することができる。

（その2）

物品出納簿（消耗品）

分類Ⅰ 分類Ⅱ

品目 (単位)

略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 略

第19号様式（第22条関係）

引継書

下記の帳簿類及び帳簿に記載する物品を引き継ぐ。

年 月 日

前任物品出納（供用）員  
官職  
氏名  
後任物品出納（供用）員  
官職  
氏名

記

略

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注 略

第19号様式（第22条関係）

引継書

下記の帳簿類及び帳簿記載の物品を引き継ぐ。

年 月 日

前任物品出納（供用）員  
官職  
氏名  
後任物品出納（供用）員  
官職  
氏名



記

略

別紙1

(新)

第7号様式 (第13条関係)

物品保管書

品目

番号	規格	使用職員氏名	受領			返納			使用数量	摘要
			数量	年月日	使用職員 確認欄	数量	年月日	物品供用 員確認欄		

備考 1 この物品保管書は、毛布、出動服、鉄帽等の物品で、物品供用員が保管し、必要に応じ一時使用させるものについては、作成しないことができる。

2 物品の機械番号、取得年月日及び価格等参考事項を「摘要」欄に記入する。

(旧)

第 7 号様式 (第13条関係)

物品保管書

品目

番号	規格	使用職員 職氏名	受領			返納			使用数量	摘要
			数量	年月日	使用職員印	数量	年月日	物品供用員印		

- 備考 1 この保管書は、毛布、出勤服、鉄帽等の物品で、物品供用員が保管し、必要に応じ一時使用させるものについては、作成しないことができる。
- 2 摘要欄に機械番号、取得年月日及び価格等参考事項を記入すること。